

答申第 740 号

令和元年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 11 月 19 日付けで諮問された特定求償関係文書等公開拒否（存否
応答拒否）の件（諮問第 831 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、別紙1に記載の書面（以下「本件対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで、公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成30年10月2日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、本件対象文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求を受けて、実施機関は、平成30年10月16日付けで、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することとなるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年10月19日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の前提となる特定訴訟事件は、被告であるA、特定市及び県（以下三者を「被告ら」と総称する。）が連帯して原告らに損害賠償を支払うよう命じる旨の判決（以下「本件判決」という。）が言い渡され、控訴されることなく確定している。本件判決は公開されており、実際に、審査請求人は判決書（以下「本件判決書」という。）の原本を閲覧した。また、審査請求人は別途、実施機関に対し本件判決書の公開請求を行い、その写しを入手した。

(2) Aは法令により自動車保険への加入が義務付けられていることから、Aが加入している保険会社（以下「本件保険会社」という。）が全額を遺族らに賠償し、その後、特定市及び県に求償請求することは十分に考えられる。仮に本件

保険会社がかかる対応をとらなかったとしても、原告らがAや県に賠償請求することや県が賠償しなければならないことは、本件判決から明らかである。そうすると、被告らが各々いくら負担するかは、三者間での協議によると思われるのも明らかである。

(3) 以上によれば、連帯責任を負う県に対して、本件保険会社から求償に関する請求書が来ていると考えるのが、社会通念である。そして、本件判決書ではAの氏名も公開されており、さらに、同判決書が既に実施機関によって審査請求人に公開されている状況下では、Aや原告らの氏名は、保護されるべき個人情報には該当しない。したがって、本件対象文書があることは、ほぼ明らかであるから、公開を拒否することはできない。

(4) 審査請求人が知りたいのは、本件保険会社が県に求めている額であって、個人情報保護というのであれば、Aの氏名を非公開とすれば足りる。本件処分は、文脈を考慮せず、盲目的にマニュアルに従ったものであり、誤りである。

4 実施機関（担当：教育局支援部学校支援課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の存否を答えると、原告らがAに損害賠償を請求したか否か、Aが支払ったか否か、支払ったとして県又は特定市に求償請求したか否かという情報が明らかになる。かかる情報は、原告らの請求状況及びAの求償の有無・求償先であり、条例第5条第1号本文に規定される「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」に該当する。

(2) 審査請求人は、前記3(4)のとおり、Aの氏名を非公開にすれば足りる旨主張するが、当該氏名を非公開にしたとしても、Aの保険加入の有無及び県に対する本件保険会社からの求償関係の有無という個人情報を公開することになることは明らかである。

(3) 本件請求の内容は、原告ら及びAという特定個人の債権債務に関する情報であり、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(4) 以上から、本件請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例

第5条第1号本文に規定される非公開情報を公開することになることから、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、公開請求を拒否したものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

本件請求は、本件判決によりAが特定市及び県と連帯して負った原告らに対する損害賠償債務が、本件保険会社の代位弁済により消滅したことを前提として、同社が県に対しいくら求償請求したかが分かる文書（本件対象文書）の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書の存否を答えることは、条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することと同様の結果を生じることとなるため、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、以下、その妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

イ 審査請求人が、公開請求書において公開を求める文書は、別紙1に記載のとおりであり、その記載内容から、本件請求は、本件判決によりAが特定市及び県と連帯して負った原告らに対する損害賠償債務が、本件保険会社が県に対しいくら求償請求したかが分かる文書（本件対象文書）の公開を求めるものであることが確認できる。

その場合に、本件対象文書の存否を答えることは、本件判決によりAが特定市及び県と連帯して負った原告らに対する損害賠償債務が、本件保険会社の代位弁済により消滅したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

ウ 本件存否情報は、Aが負う債務の弁済状況という個人に関する情報であっ

て、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第5条第1号本文にいう「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの」に該当すると認められる。

エ なお、同号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を例外的に公開するものと定めているところ、審査請求人は、前記3(3)のとおり、本件判決の内容が公表されていることなどを理由に本件存否情報を公開すべき旨主張する。しかしながら、当該判決で公となっている情報は「Aが特定市及び県と連帯して原告らに対する損害賠償債務を負う」ことにとどまり、本件存否情報が公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められない。したがって、かかる情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

また、かかる情報は、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないと判断する。

オ したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に本件処分を行ったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

保険会社から、県に対して求償を請求する書面他。

特定事件において、裁判所は、被告 A、特定市、県の 3 者に金員の連帯賠償を命じた。

この件で、被告 A の加入していた保険会社が、まず、100% 支払い、市や県に対し、それぞれ求償を求めていると思う。県に対し、保険会社は、何%、何円の求償を請求しているのかがわかる書面。

別紙 2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 11 月 21 日 (収受)	○ 諮問
令和元年 10 月 29 日 (第 201 回部会)	○ 審議
12 月 5 日 (第 202 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早稲田大学大学院教授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 か お る	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年12月20日現在) (五十音順)